

## 第Ⅰ表（教）

立五小第123号

令和6年2月26日

立川市教育委員会 殿

学校名 立川市立第五小学校

校長名 関口 保司

印

## 令和6年度 特別支援教室の教育課程について（届）

学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、特別支援教室による指導の教育課程を下記のとおりお届けします。

記

### 1 特別支援教室の教育目標

#### （1）自立活動

人間関係の形成やコミュニケーション能力の育成を図り、学校生活に適応しようとする意欲や態度を育てる。

#### （2）教科的な内容を取り扱う自立活動

児童一人一人の特性によるつまずきや課題に特化した指導を行い、学習への意欲や自信につなげる。

### 2 教育目標を達成するための基本方針

- ・児童一人一人の障害の特性や心理検査結果を踏まえ、保護者や関係機関等との連携し、個別指導計画を作成する
- ・児童の発達段階や状態に応じた指導時間を設定する。
- ・児童の実態に合わせて個別指導・小集団指導等の指導形態を工夫する。
- ・在籍学級や保護者と連携を図り、共通理解のもとに指導を行う。

### 3 指導の重点

- ・自己評価する力を高めるために、児童の努力や進歩を認め、自己の変化に気付かせる指導を行う。
- ・学びやすい教材や教具を工夫し、児童の得意な面からアプローチする。
- ・安心できる時間や場所となるよう、児童の自信や意欲につながる指導を行う。

### 4 その他の配慮事項

- ・在籍学級の授業観察を行い、学級における児童の実態把握を行う。
- ・在籍学級と児童について話し合い、指導の方向性を確認するとともに、個別指導計画を学期に一度見直す。
- ・家庭と連携し、児童の成果や課題について共通理解を図る。